

LGBTの子どもを守るために

①教育関係者がLGBTについて知る機会の提供

- 教師養成過程にLGBTについての学びを入れる
- 教職員への人権研修の中にLGBT研修を入れる/資材提供
- LGBTの子どもへの対応の実施

②子どもがLGBTについて知る機会の提供

- LGBTがいることを前提とした教科書の改訂
- 学習指導要領の改訂、義務教育過程での情報提供

③LGBTの子どもと家族の支援体制を整える

- LGBTの子どもの支援体制、及び家族会を各地域でつくる

LGBTの若者が困りやすいこと

求職時にセクシュアリティに由来した困難を感じるLGBT

レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル：約40%

トランスジェンダー：約70%

企業や自立/就労支援機関に理解がない

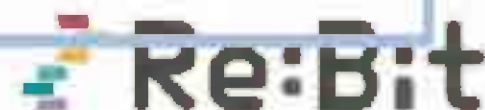
採用における差別や、支援をうけられない現状が生じる。

安全にはたらくことができない

差別やセクシュアルハラスメントを受けやすい。福利厚生がない。

人間関係構築が難しい

孤立やコミュニケーション不足に影響



LGBTの若者を守るために

差別禁止を明文化

LGBT差別禁止法制定や、企業倫理規定の中でLGBTに差別をしないことを明確化。

社内の理解促進/対応

社内での研修実施や、相談窓口の明確化、福利厚生改訂など

自立/就労支援での理解促進、対応実施

職員/相談員への研修実施や、相談窓口の明確化

地域でくらす上で困りやすいこと

LGBTが地域社会の中で困りやすいこと

- 地域の中でLGBTが想定されていないことで、男性同士/女性同士で住むこと、見た目の性別と戸籍の性別が違うことなどで、地域での人間関係を難しくする。
- 自治体で相談窓口/担当窓口がない
- 差別や偏見から守るための法律や条例がない

医療現場で困りやすいこと

- 医療関係者がLGBTについて知識がない場合も
- LGBTが想定されていない医療デザイン
- 性同一性障害者の治療費が医療保険に適応されない

かぞくをもつ上で困りやすいこと

同性婚やパートナーシップ法がない

法律上"かぞく"になれないことで…

- パートナーが入院/手術などするばあい、医療上の同意権がない。
ばあいによっては面会もできない。
- 二人の名義で家を買ったり、財産を持ってない。
また、財産相続ができない。
- 公益住宅などには入れない。

子育てをする上での困難

- 日本でも子育てをしているLGBTは少なくない。
- 親権を片方の親しか持てず、法律的にかぞくと認められない。
- 精子提供は婚姻している男女にしか認められておらず、
特別養子縁組も婚姻している男女しかできない。
- 周りに保護者だと承認してもらえないことで生じる困難。

国内LGBTの取り組み

国内での取り組み

2010年8月

「子ども・若者ビジョン」に性的マイノリティに関する記述が入る。

2012年8月

自殺総合対策大綱に性的マイノリティに関する対策が記載。

2013年12月

男女雇用機会均等法の改正により、性的マイノリティに対する差別的な言動や行動についても、セクハラであるということが認められた。

2014年6月

文部科学省が「学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査」を発表。対応事例606件。

自治体におけるLGBTの施策

淀川区

LGBT支援宣言を出し、職員研修、正しい情報提供、相談支援、居場所運営などを行う。

多摩市, 文京区

LGBTへの暴力や差別禁止を明文化。

川崎市、相模原市、
横須賀市、富田林
市、鹿児島市、世
田谷区etc

LGBTの相談窓口の明確化。

神奈川県
教育委員会

教育委員会が作成している「人権学習ワークシート集」には多様な性についてを記載し全校に配布。

中野区

「住み替え支援事業」（区が民間不動産屋と連携し、住宅に困難を抱える世帯の支援を行う事業）に同性カップルも該当することを明確化。

事例：LGBT支援事業（大阪府淀川区）

- 「淀川区将来ビジョン」では、めざすべき将来像のひとつとして「個が自立し、人間の尊厳・人権を守る」を掲げており、淀川区役所は2013年9月に全国で初めて行政として「LGBT支援宣言」を発表し、**LGBTに関する正しい知識と理解を深め、少数者の人権を尊重したまちづくりを進めている。**



- 「LGBTに関する正しい情報を発信することで淀川区に関わるすべての人が少数者の人権を尊重できるようになり、LGBT当事者が誇りを持って暮らせるだけでなく、**多様な方々がいきいきと暮らせるまちを目指す。**

1. **意見交換会**：毎月異なるテーマを設定し、LGBT当事者と区職員の意見交換会を実施。テーマに関係のある部局の職員が参加することによって、具体的な施策につなげる。
2. **啓発活動**
3. **電話相談**
4. **コミュニティスペース**

「事業を始める前は、ゲイカップル間での『お前がゲイであることを公表するぞ』というやり取りが暴力になることに気付きませんでした。LGBT当事者と区職員の意見交換会を開くことで、DVを受けている当事者の方には男性もいることを知ることができ、シェルターが女性用しかないことが課題として浮上しました」（淀川区役所市民協働課課長代理）

具体的な政策課題を発見するきっかけに。

事例：LGBTへの差別禁止の明文化 (東京都多摩市/文京区)

多摩市

「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」
(第2条～第8条、第21条関係)の中で
性的指向と性的自認による差別の禁止が盛り込まれた。
平成26年1月1日より施行。

文京区

男女平等参画推進条例案を全会一致で可決。
条文に「性的指向又は性的自認に起因する差別的な取
扱い」の禁止を明記した。(第7条)
平成25年12月1日より施行。

→罰則規定はないが、学校や職場でLGBTであることを理由に「気持ち悪い」と言われたり、いじめを受けたりした場合、申し立てをすれば区は調査し、加害者や事業者に注意喚起できる。

事例：相談窓口の明記 (東京都世田谷区/神奈川県川崎市)

- 2013年夏より、世田谷区はホームページ上で「性的マイノリティ等の相談」と明記し、窓口を案内している。
- 各支所の健康づくり課などが担当し、LGBT専用の相談窓口ではないものの、2011年度以降は職員向けの研修を毎年実施し、態勢を整えてきた。

「自殺の可能性が高い以上、専用の窓口は絶対に必要」と強調。区議としてLGBTへの無理解と闘ってきた経験から、「役所は当事者の姿が見えにくいために対応できない面もある。だからこそ、窓口が整って当事者の声が行政に届くことで、良い循環にしたい」(世田谷区議上川あや)

毎日新聞2014年4月6日

**当事者からの具体的な政策課題を
発見するきっかけに。**

- 川崎市は2010年5月に性同一性障害に関する相談窓口を、ホームページ上で明示している。以降それまで1件だった相談が79件に急増した。

事例：教材作成/配布（神奈川県）

- 神奈川県教育委員会が作成する人権教育指導資料、及び学習教材の中で教職員向け研修、及び小中高校生に向け個別の指導案やワークシートを紹介したものを全校に配布している。



小中学生向けのワークシート集には

- ・子どもの人権
- ・障害者の人権
- ・同和問題

など多数の項目と並び性的マイノリティの人権の指導案及びワークシートが記載されている。

世界のLGBTの取り組み
